

改正

平成 9 年 3 月 27 日 条例第 12 号

平成 13 年 3 月 23 日 条例第 14 号

平成 17 年 9 月 22 日 条例第 82 号

平成 24 年 3 月 27 日 条例第 2 号

平成 25 年 12 月 25 日 条例第 47 号

平成 26 年 4 月 1 日 用字用語整備施行

平成 27 年 9 月 29 日 条例第 45 号

平成 31 年 3 月 28 日 条例第 1 号

高松市男女共同参画センター条例

(設置)

第 1 条 社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、その能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を促進するため、高松市男女共同参画センター（以下「センター」という。）を高松市松島町一丁目 15 番 1 号に設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座、講演会等を開催すること。
- (2) 相談事業を行うこと。
- (3) 資料（図書、情報、視聴覚資料その他必要な資料をいう。以下同じ。）を収集し、市民の利用に供すること。
- (4) 前条に規定する目的をもって活動する団体及び個人の交流と諸活動を促進し、支援すること。
- (5) センターの施設・設備等（以下「施設等」という。）を市民の利用に供すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

(入館料等)

第 3 条 センターの利用については、これを無料とする。ただし、別表に掲げる施設等（次条第 1 項において「研修室等」という。）を使用する場合は、この限りでない。

(使用許可)

第4条 研修室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用許可後において使用許可を取り消し、若しくは変更することができる。

(使用料)

第5条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(第7条において「使用者」という。)は、別表に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒み、若しくはセンターからの退館を命じ、又は第4条第1項の許可をしないことができる。

- (1) センターの設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) センター内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 営利を目的として使用し、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 資料又は施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (5) その他センターの管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第7条 センターの入館者又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

- (1) センターの平等な利用が確保されること。
- (2) センターの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、センターの効用を十分に発揮するとともにセンターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
 - (4) その他センターの設置の目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準
- 3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。
- 5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
 - (2) 使用許可及びその変更の許可並びに使用許可の取消しに関する業務
 - (3) 入館の拒否及び退館の命令に関する業務
 - (4) センターの維持管理その他の規則で定める業務
- 6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- ただし、第9条及び次項の規定は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 使用の許可の申請その他女性センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成9年3月27日条例第12号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年 3 月23日条例第14号）

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 9 月22日条例第82号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 市長は、この条例の施行前においても、第 1 条の規定による改正後の高松市男女共同参画センター条例（以下「新条例」という。）第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定の例により、同条第 1 項に規定する指定管理者の指定をすることができる。
 - 3 第 1 条の規定による改正前の高松市女性センター条例第 4 条及び第 2 条の規定による廃止前の高松市錦町会館条例（以下「旧錦町会館条例」という。）第 2 条の規定によりなされた許可その他の処分は、それぞれ新条例第 9 条第 6 項の規定により読み替えて適用される新条例第 4 条の規定によりなされた許可その他の処分とみなす。
 - 4 前項に定めるもののほか、旧錦町会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
 - 5 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

（高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年 3 月27日条例第 2 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第47号）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 9 月29日条例第45号）

1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成28年高松市規則第40号により、平成28年11月23日から施行）ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 使用の許可の申請その他改正後の高松市男女共同参画センター条例に基づく施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成31年3月28日条例第1号）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定及び別表第3項の表備考の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

別表（第3条、第5条関係）

1 学習研修室使用料

区分	使用時間	使用料
学習研修室1	午前9時から1時間ごとの各時刻を始期とする 1時間	円 300
学習研修室2		400
学習研修室3		810

備考

1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。

2 学習研修室冷暖房装置使用料

区分	使用料
冷暖房	学習研修室使用料の2分の1の額

備考 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 学習研修室附属設備及び器具使用料

名称	単位	使用料
拡声装置	1式	円 300
学習研修室2において使用する場合 (有線マイク又はワイヤレスマイク 1本付き)		

	学習研修室 3 において使用する場合 (有線マイク又はワイヤレスマイク 1 本付き)	1 式	400
	学習研修室 1 及び学習研修室 2 を一 体とした状態で使用する場合 (有線マ イク又はワイヤレスマイク 1 本付き)	1 式	400
	学習研修室 1、学習研修室 2 及び学習 研修室 3 を一体とした状態で使用す る場合 (有線マイク又はワイヤレスマ イク 2 本付き)	1 式	810
マイクロホン (有線マイク又はワイヤレスマイク (タイ ピン型を含む。))		1 本	100
移動式拡声装置 (ワイヤレスマイク 1 本付き)		1 台	100
プロジェクター		1 台	300
移動型補助モニター		1 台	200
録音再生機器		1 台	200

備考

- 1 この表に掲げる使用料の額は、学習研修室の使用時間 1 時間当たりの額とする。
- 2 この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の使用料の額は、類似する附属設備及び器具の使用料の額に準じて市長が定める額とする。